

資産等報告書に関する 審査報告書

平成29年10月2日

国分寺市政治倫理審査会

1 資産等報告書の提出状況

国分寺市政治倫理条例（平成13年条例第52号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、資産等報告書の提出を義務付けられている国分寺市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、任期開始の日から100日以内に資産等報告書を市長に提出した。

国分寺市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、教育長の資産等報告書を7月28日に市長より受け取り、審査を求められた。

2 審査の経過

平成29年8月23日に審査会を開催した。審査の概要は、次のとおりである。

第1回 8月23日（水） 資産等報告書の審査並びに審査報告書の検討及び作成

3 審査の内容及び結果

審査会は、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するため、国分寺市長、副市長及び教育長並びに国分寺市議会議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するという条例の趣旨を十分に踏まえ、条例、国分寺市教育委員会教育長の政治倫理に関する規則（平成14年教育委員会規則第5号）及び審査会で諮った審査方法により公正を旨として、教育長の資産等報告書の審査を行った。

審査の結果は、以下のとおりである。

資産等報告書中 (1)「資産等」に関する部分

ア「土地」、イ「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」、ウ「建物」、エ「預金・貯金」、オ「有価証券」、カ「動産」、キ「ゴルフ場の利用に関する権利」、ク「貸付金」及びケ「借入金」について、不

明確なものは認められなかった。

したがって、提出された資産等報告書の内容について、特段の問題は認められなかった。

4 審査会委員

職名	氏名	職業
会長	佐々木 隆 志	大 学 教 授
副会長	長 野 啓 江	税 理 士
委員	吉 野 英 雄	税 理 士
委員	酒 井 雅 弘	弁 護 士
委員	國 松 偉 公 子	司 法 書 士 ・ 行 政 書 士